１．件　名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根２号機　設計及び工事計画）【１９４】
２．日　時：令和４年６月７日　１３時３０分～１４時１４分
３．場　所：原子力規制庁　９階Ｄ会議室（ＴＶ会議システムを利用）
４．出席者（※・・・ＴＶ会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川主任安全審査官、岩崎安全審査官

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部　担当部長（原子力管理）　他８名※

北海道電力株式会社

泊発電所　保全計画課　担当※

中部電力株式会社

原子力本部　原子力部　設備設計グループ　主任※

電源開発株式会社

原子力技術部　安全総括室　担当※

５．自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

６．配付資料

・なし

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁イワサキです。それでは本日も島根 2 号機設工認、実用技術基準要求基礎とあと設定根拠の説明の方のヒアリング、
0:00:16	を始めたいと思います早速ですけれども中部電力の方から説明の方よろしくお願いします。
0:00:24	中国電力イタイガワです。
0:00:26	最初に資料の確認をさせていただきます。
0:00:30	Ｎ－S2－他配本 134。
0:00:35	Ｎ－Sに、
0:00:36	添 1 ハイフォン．1－022、
0:00:41	NS2 ハイフォン．1 ハイフォン 023、
0:00:46	Ｎ－Sに配本他、
0:00:49	iPhone13 個。
0:00:52	ここまでの資料が 6 月、
0:00:54	1 日にベースたものとなります。
0:00:58	続いて寝ずに、ハイフォンφ本 001 配本 01 回 01。
0:01:05	グランドルールとなります。
0:01:07	これについては、2021 年 9 月 8 日提出済みとなります。
0:01:13	本日はグランドルールについては、使用箇所、
0:01:16	表紙含めて 3 ページほど、
0:01:19	印刷してファイリングしてございます。
0:01:22	資料はおそろいでしょうか。
0:01:26	はい。しゃべっております。
0:01:30	では、Ｎ－Sに配本他、iPhone134。
0:01:35	適正化箇所リストを用いまして、補正申請から変更箇所について説明させていただきます。
0:01:43	なお、記載の適正化のみの修正については説明を割愛させていただきます。
0:01:49	スペースの 1 ページをご覧ください。
0:01:53	ナンバー2 の、
0:01:55	構成扉。
0:01:57	ですけども、
0:02:01	6－1－1－5 の別添 1 技術基準要求機器リスト。
0:02:07	の 2 ページですけども、
0:02:09	谷委員。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:13	新規に追加してございます。
0:02:18	続きまして、
0:02:20	ナンバー3、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備、
0:02:26	これについても、新規に追加してございます。
0:02:30	№4、地下水位低下設備の、
0:02:33	記載使用名を変更してございます。
0:02:39	続きまして 2 ページをお願いします。
0:02:45	№12 の可搬型計測器、括弧予備を、
0:02:50	可搬型計測器に統合しております。
0:02:55	№15 のチェンジングエリア照明を、
0:02:58	新規追加しております。
0:03:02	ナンバー22。
0:03:04	主蒸気管トンネルっすブロアートパネルを新規追加しております。
0:03:10	4 ページをお願いします。
0:03:16	ナンバー35、モニタリングポスト用無停電電源装置を新規追加しております。
0:03:24	№36 の大型タンク隔離システムを新規追加しています。
0:03:31	ナンバー39 タービン補機海水系隔離システムを新規追加しております。
0:03:40	適正化箇所については以上です。
0:03:44	また、適正化箇所以外について訂正箇所がございますので説明させていただきます。
0:03:51	Ｎ－Ｓに配本他配本 13 号、
0:03:55	をご覧ください。
0:03:59	技術基準要求機器リストに関する説明書になります。
0:04:05	トーモクGサイショに目次ですけれども、
0:04:09	2 ポツ比較表のページが 36 となっていますが正しくは 35。
0:04:16	になります。
0:04:19	もう 1 ページの 1 ページをお願いします。
0:04:23	技術基準要求機器リスト等ですけども、
0:04:28	等、
0:04:30	まず、
0:04:32	選定フローに※の 1 がついてるんですけども、リストの
0:04:37	一番下のところに※1 の、
0:04:40	注意書きの説明がございまして、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:43	本文及び添付書類というふうに、途中で切れてございます。
0:04:49	正確には、
0:04:50	本文及び添付書類、
0:04:53	作成要領について、
0:04:56	の、
0:04:57	括弧として、
0:04:59	3 の別紙 4、基本設計方針に記載すべき機器仕様及び設定根拠に関する説明書、
0:05:08	作成対象設備選定フローによる、
0:05:13	となります。
0:05:19	続きまして、通しページの 19 ページをお願いします。
0:05:29	ナンバー159。
0:05:31	能減少建物燃料取替ブロアートパネル。
0:05:37	のところですけども、
0:05:40	機器名称のブロアートパネルのところが途中で見切れ。
0:05:45	ています。このほかにもちょっと、
0:05:48	くせる一で作成してまして見切れている箇所がございます。
0:05:53	この辺りは、後、
0:05:55	今後提出する際に修正させていただきます。
0:06:00	ナンバー159 のブロアートパネルの、
0:06:03	この次に、原子炉建物燃料取替プローアウトパネル。
0:06:10	及び主蒸気管トンネルっすブロアートパネルが、
0:06:14	追加となります。
0:06:17	スペースの 34 ページをお願いします。
0:06:26	と№291。
0:06:29	津波監視カメラ、
0:06:31	がございますが、
0:06:33	この次に、
0:06:34	先ほどと同じように、原子炉建物燃料取替ブロアートパネル、
0:06:39	及び主蒸気管トンネルSブロアートパネルが追加となります。
0:06:47	続いて、
0:06:48	ナンバー294。
0:06:51	循環水系隔離システムの次に、
0:06:55	水防カバーが追加。
0:06:58	その時に、うん。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:00	スタート系が追加となります。
0:07:05	もう 1 ページの 35 ページをお願いします。
0:07:15	と。
0:07:16	№5 の機器名称ですけども、
0:07:19	循環水ポンプエリア防火対策設備となっていますけれども、正しくは、頭に取水像がつきまして、取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備、
0:07:31	となります。
0:07:34	ステージの、
0:07:35	39 ページをお願いします。
0:07:45	ナンバー22 の生産管理部水溶液。
0:07:49	防災利用について、
0:07:53	誤った再利用を記載してございます。
0:07:57	正しくは、
0:07:58	47 ページの、
0:08:01	ナンバー55。
0:08:03	と、
0:08:04	同じ理由になります。
0:08:09	続きましてＮ－S2 ハイフォン編 1。
0:08:14	iPhone0 人に、
0:08:16	をご覧ください。
0:08:28	と通しページの 19 ページをお願いします。
0:08:40	資料館トンネルっていうブラッドパネルの施設区分ですけども、
0:08:45	現在原子炉格納施設、
0:08:48	のみ書かれていますが、
0:08:50	正しくは格好として、
0:08:52	浸水防護施設と兼用、
0:08:55	が追加となります。
0:08:58	訂正箇所については以上です。
0:09:01	大変失礼いたしました。
0:09:06	それでは、Ｎ－Sに配本他 130、13 号、
0:09:11	技術基準要求機器リストに関する説明書を持ちまして、
0:09:15	技術基準要求機器リストについて説明させていただきます。
0:09:21	通しページの 1 ページをご覧ください。
0:09:26	あわせて、グラウンドルール、
0:09:29	この 3 枚ついてますが 207 ページ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:34	2、
0:09:37	選定手順の方ございますのでそちらも併せてご覧ください。
0:09:44	技術基準要求機器リストは、グランドルールの選定順序、
0:09:49	に基づきまして、
0:09:50	工事計画店舗処理星取表。
0:09:55	カラー基本設計方針に機能性能を記載している機器を抽出してございます。
0:10:02	注した機器について、
0:10:05	リストのほうにリンクする基本設計方針の内容、
0:10:09	を記載するとともに、
0:10:11	機能性能の要求の内容、
0:10:14	及び明確にする仕様等について整理しています。
0:10:19	さらにグラウンドルール 206 ページをご覧ください。
0:10:27	ブランドルールの選定フロー。
0:10:30	従って、
0:10:33	リストアップされた機器について、OBCDE。
0:10:38	に分類しまして、
0:10:40	関係する資料名称を記載しています。
0:10:45	この中で、黒区分BC、D、
0:10:48	に分類された機器については、
0:10:51	N－S2、
0:10:53	iPhone. 1、
0:10:54	iPhone022、
0:10:57	別添 1 の技術基準要求機器リストへ。
0:11:00	整理しています。
0:11:04	また、フロー区分Cに分類された機器については、
0:11:08	N－Sに、
0:11:10	iPhone. 1、
0:11:12	iPhone023。
0:11:14	別添 2 の設定根拠説明書へ。
0:11:17	明確にする必要がある資料について、設定根拠を整理してございます。
0:11:24	なお、燃料プール監視カメラ用の冷却設備、
0:11:29	の設定根拠については現在試験中のため、添付しておりません。
0:11:37	のやつに、
0:11:38	iPhoneほか、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	iPhone103 対 135 の、
0:11:42	35 ページをご覧ください。
0:11:53	技術基準要求機器リストについて、先行審査プラントの比較表を作成しています。
0:12:00	差異理由については、対象機器の有無に着目し、
0:12:04	比較した結果を整理しています。
0:12:08	グレーハッチングした箇所は、対象機器がないことを示しています。
0:12:13	また、43 ページ。
0:12:17	のように、斜線の箇所があるんですけども、
0:12:20	こちらの方は対象機器があるものの、
0:12:23	明確にする必要がある仕様及び説明書の項目が、
0:12:28	他の電力と比べて少ない場合につけてございます。
0:12:34	では先行プラント差異のある機器について、
0:12:37	島根 2 号と旧特有なものに限定しまして説明させていただきます。
0:12:44	まず、島根 2 号機のみを、
0:12:48	対象設備、
0:12:50	としている機器としまして、
0:12:54	1 ページ 53 ページをお願いします。
0:13:04	№85 のモニタリングポスト読む天然電源装置ですけども、
0:13:11	こちらは島根 2 号機はモニタリングポスト用は、
0:13:15	停電電源装置を保安電源と位置付けているため、
0:13:19	申請対象としてございます。
0:13:23	通しページの 54 ページをお願いします。
0:13:30	№88。
0:13:32	及び№89 ですけども、
0:13:35	大型タンク隔離システム及び燃料プール冷却系、
0:13:42	大変システムになります。
0:13:45	どちらも溢水に関する防護設計方針の差異で、島根 2 号特有の設備となっております。
0:13:53	それと 57 ページをお願いします。
0:14:01	ナンバー100 人の被水防カバーですけども、
0:14:05	こちらも先ほどと同様に、
0:14:07	それに関する防護
0:14:10	設計法人の採泥島根特有の設備となっています。
0:14:16	次に、島根 2 号機並み。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	対象外としている機器。
0:14:21	大内家設備のため、申請対象外としている機器。
0:14:27	ご説明いたします。
0:14:29	通しページの 38 ページをお願いします。
0:14:45	№16 のフィルター装置。
0:14:49	のpH調整になりますけども、
0:14:52	島根 2 号機については、
0:14:57	格納容器フィルタベント系は系統待機時に十分な量の、
0:15:01	薬品を保有しており、原子炉格納容器から移行する酸の量に対し、アルカリ性を維持可能であるため、
0:15:09	補給設備、
0:15:11	自主対策設備としているため申請対象外。
0:15:16	としてございます。
0:15:22	№19 の耐圧
0:15:24	強化ベント系ですけども、
0:15:28	島根銀行は新設のフィルタベント系において最終ヒートシンクへ熱を輸送、
0:15:35	行うため、耐圧強化ベント系については、自主対策設備として対象外としてございます。
0:15:47	次に、島根 2 号機のみ対処をしている、対象外としている機器のうち、
0:15:53	対象設備がない機器について、
0:15:57	説明いたします。
0:15:59	38 ページをお願いします。
0:16:05	78 の、
0:16:09	遠隔空気駆動弁操作設備車へ。
0:16:14	ですけども、
0:16:17	島根 2 号は遠隔逓増弁操作機構の設置場所を減少建物。
0:16:22	附属棟内とすることで放射線防護を考慮した設計としているため、
0:16:27	対象設備がございません。
0:16:32	46 ページをお願いします。
0:16:43	46 ページの№51 ですけども、あば混合機、
0:16:48	になります。
0:16:50	一番 2 号は、大型送水ポンプ車によって、
0:16:54	薬剤を吸引混合するため、
0:16:57	対象設備はございません。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:01	先行審査プラントの比較についての説明は以上です。
0:17:07	こちらからの説明は以上になります。
0:17:17	はい、ありがとうございました。
0:17:20	それでは何点か確認なんですけど
0:17:30	技術基準要求機器リストの 2 ページの
0:17:34	火山のところなんですけど、ごめんなさい、これ何回も聞いてあれなんですけど
0:17:43	燃料移送ポンプのカバーってあれ整理されたら、こっちに追加されるようなことってあるんですかね
0:17:51	燃料移送分他のカバーの位置付け。
0:17:55	について、
0:18:02	はい。中国電力の長田です。はい。
0:18:07	今度また説明書のヒアリングでご説明予定ですがはい整理をして、
0:18:13	した結果で、またこの、ここにも、必要があれば反映する予定でございます以上です。
0:18:21	はい、そうですかわかりましたじゃまたそれは火山の方の説明でということで承知しました。
0:18:40	規制庁皆川です。
0:18:43	すいませんちょっと順番に確認をしていきたいんですけど、
0:18:50	まず、一番最後の、
0:18:54	グラウンドルールルー。
0:18:56	ちょっとちょっと教えていただきたいんですけど。
0:19:00	グラウンドルールの資料の、
0:19:02	206 ペイジー。
0:19:06	の選定フローあると思うんですけど、
0:19:10	ここの選定フロー自体はあれですよね、先行プラントウ等、差異はないっていう理解でよろしかったでしたっけ。
0:19:21	中国電カイタイガワです。ご認識の通り、先行プラントの差異はございません。
0:19:28	規制庁ミナカワわかりました。それでちょっと私が理解してないだけなのでちょっと教えて欲しいんですけど、207 ページG2、
0:19:38	基本設計方針機器仕様を記載する機器の選定順序についてっていうのがあると思うんですけど、
0:19:48	それのステップ 1 の①等、ステップ 1 の
0:19:54	②を踏まえて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:57	抽出された、この 207 ページで言う等、
0:20:01	ステップ 2 の、
0:20:03	表ですかね、表カー。
0:20:06	あれですかね、
0:20:10	Ｎ－ＳⅡの他の 135。
0:20:15	リストに関する説明書の
0:20:18	ヒアリング用っていう表にまとまってるものですっていうことでまずいんでしたっけ。
0:20:26	中国電力のイタイガワです。ご認識の通り、
0:20:29	でございます。規制庁ミナカワわかりました。その上でこのヒアリング用のところ、白抜きになっているもの。
0:20:42	機器リストに載ってきて、それで、
0:20:48	同じ資料の 35 ページ以降、その白抜きになってる部分を、
0:20:55	先行の通りと、藤柏崎。
0:21:00	との差異を比較してますっていうことでいいんでしたっけ。
0:21:06	中国電力田川です。ご認識の通りです。
0:21:09	規制庁三田です。わかりました。
0:21:12	それで、とですね、機器の抽出IIについて藤仁藤柏崎の差分、
0:21:23	は説明を
0:21:26	いただいて、それでわかったんですけど、
0:21:30	ちなみに、資料買わしてないと思うんですけど、あれですか女川とかも比較して、何か顕著な差があったりとかって何かそういうものってありましたでしょうか。
0:21:45	中国電カイタイガワです。
0:21:49	比較東海第 2、
0:21:52	藤柏崎 7 号、
0:21:54	比較表を作ってまして、
0:21:56	オノが一2 号についてもう。
0:21:59	実際に、
0:22:01	比較表にはしてございませんけども、内容の方を、
0:22:05	内容や差異理由の方確認しまして、
0:22:09	江藤島に号と遜色ないことを確認してございます。以上です。
0:22:15	規制庁の高須わかりました了解です。
0:22:19	それで
0:22:26	モリモトの

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:28	今回のその説明書
0:22:32	東郷の
0:22:34	6 か、6－1－1－5 の別添 1 の、
0:22:39	技術基準要求機器リストだったり、の設定根拠に関する説明章なんですけど、小部通に今、
0:22:51	多分ヒアリングをやっていて、完全にまた中身がフィックスしてなくて、整理中のものもあるというふうに聞いているので、
0:23:03	おそらくその整理次第によっては、さっきの
0:23:09	審査資料のヒアリング用のエクセルみたいなやつですかねあそこの抽出機器リスト。
0:23:16	抽出機器が変わったりとか、もしくは
0:23:21	基本設計方針の記載だったりっていうのが変わったりって今後すると思うのまず、おそらく、
0:23:30	あくまでこれは今現在の状態ではこんな感じですっていうような位置付けのものって理解しておけばいいですかね。
0:23:43	中国電力ウタガワです。ご認識の通り、
0:23:46	あくまで現状の状態でリストを作成していますので、今後審査で追加になる機器についてはその都度、
0:23:57	当該リストに追加していく。
0:24:00	ことで考えてございます。以上です。
0:24:05	三中ヤスわかりました。
0:24:08	そうですねまだ切り須藤の中身とか、ちょっと設定根拠まで完全に読み込めてないので、
0:24:18	それは他のヒアリング出野清梨衣と並行してこっちもちょっと読み進めてはいきますので、また何かあれば、
0:24:30	コメントをさせていただきますし、もし
0:24:35	他のヒアリングで整理が変わって追加になったら、またどっかのタイミングでこれが追加になりましたとかっていう説明をいただければなあ。
0:24:47	というふうに思ってますので、よろしくお願いします。
0:24:54	中国電力イタイガワです。承知いたしました。
0:24:57	あ、ミナカワですすいませんそれとちょっともう 1 点、ちょっと私の方から確認しておきたいんですけど。
0:25:08	6－1－1－5 の別添 1 の技術基準要求機器リストのそれぞれの中の、
0:25:15	基本設計方針に記載する中身の仕様が書かれてる数値が書かれてるものだったりとか、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:23	あと別添 2 の設定根拠に関する説明書の中で、使ってる数gとかで、
0:25:33	今回その後任は津田氏のものはいいんですけど、すでにナカセ設置許可で、審査資料とかも含めて、
0:25:44	こういうふうに考えてますとか、説明したもの。
0:25:51	に対して、何か数字とかそ、そういうのが変わっているようなところって何かありますでしょうか。
0:26:11	はい。
0:26:12	中国電力の尾川です。
0:26:15	こちらの技術基準要求規律の設定根拠の方で、例えば、
0:26:23	費用の
0:26:25	. 1023 の中のページでいきますと 10。
0:26:33	18、18 ページですね、こちらの方、緊急用メタクラの設定根拠を記載しております。
0:26:42	こちらにつきましては、設置許可の方の審査資料をまとめ、審査資料、まとめ資料の、
0:26:49	補足説明資料の中でも、設定根拠のほうは記載し、
0:26:54	しておりまして、
0:26:55	こちらのこの設定後の容量 1200 アンペアというものは、瀬、
0:27:04	既許可の段階から書いているものではございませんが、この中身ですね設定根拠の中身について、工認の、こちらの資料の方では、より詳しく記載をしておりまして、こちらの一番、
0:27:18	容量根拠の下の数式であるとかですねこういったところは、
0:27:23	こちらの資料の方で詳しく記載したものになっております。
0:27:28	以上です。
0:27:32	規制庁皆川です。えっとですねちょっと確認したかったのは、今のような令和
0:27:39	当たり前かな、当たり前と言ったらちょっと語弊かもしれないんですけど、
0:27:45	例えばちょっと今の例でいうと、
0:27:50	許可時に実は 18 ページの要領、嶋審査資料とかで、容量としては、1500 て、
0:28:00	言ってたんだけど、今回工認、この断面では 1202。
0:28:05	しましたみたいな。
0:28:07	なんかそういう、ちょっと極端かもしれないんですけど、何かそういうもの、許可で説明していたものから、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:16	工認で詳細に説明するときに、式とかで計算してっていうところは全然いいんですけど、何かモリモトの
0:28:26	前提から違ってます、違った数字になってますとか、なんかそういうのってあったりしますか。
0:28:36	中国電力の松元です。
0:28:40	設置許可段階から、設工認段階で数字が変わったものとしましては、
0:28:47	緊急時対策所の深尾富深野容量を見直しております。
0:28:55	設工認段階で考慮はしていたんですけども、エアコン台数、主にエアコンの台数ですねこちらを見直しをしておりまして、
0:29:04	その結果数字が変更に、
0:29:08	なっております。
0:29:09	す。
0:29:11	Ｎ－Ｓ分他、134 の適正化リストで申し上げますと、
0:29:23	少々お待ちください。
0:29:29	お待たせしました。
0:29:31	最後のページ、6 ページになります。こちらの 54 番、
0:29:37	のところですね、
0:29:40	9 のところですと、50、
0:29:43	50 年の黄色と書いておりましたが 70、
0:29:47	79 キロと見直しをしております。以上です。
0:29:54	田舎ですわかりました。そっか。そういう意味であれなんですかね。ごめんなさい。ちょっと私が見方がよくわかってなかっただけなんですけど。
0:30:04	一番最初のＮ－S2 オカ 134 の、
0:30:09	リティすと、
0:30:11	があると思うんですけど、そこのリスト、D、
0:30:16	旧から新D数値が変わって、
0:30:21	たりしてるものは、
0:30:25	許可の断面から変わってる可能性があるもの。
0:30:31	耳見とけばいいですかね。
0:30:59	中国電力の松本でございます。ご認識の通り旧都心で数字が変わっているものにつきましては、設置許可段階から設工認段階で、
0:31:09	数字が変わった可能性がある箇所でございます。以上です。
0:31:13	皆川さんわかりました。ちなみにごめんなさいちょっと私も時系列とかがわかってないんでちょっと教えて欲しいんですけど、ここの 9 っていうのは、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	工認の当初申請からが、
0:31:29	当初申請の記載を 9 としているってことでいいんだっけ。
0:31:36	中国電力イタイガワです。
0:31:39	東急のタイミングですけれども、
0:31:42	衛藤第 1 回は、購入補正時になりますので 10 月、
0:31:47	時点のものを 2021 年 10 月時点のもの。
0:31:51	となります。で、
0:31:53	中には第 2 回で補正したものもございまして、
0:31:58	格納容器内のサンプリングガスサンプリング装置で、
0:32:02	なりますがそちらは第 2 回で補正してますので、
0:32:08	12 月時点、
0:32:10	になります。以上です。
0:32:13	ミナカワsわかりました。そうすると 9 が、
0:32:18	昨年の 10 月でしたっけ 10 月の当初申請なので、その前の 9 月 15 の、
0:32:28	許可処分の中身を反映した当初申請になっていて、それが、
0:32:34	急になってますと、今回、シーンで数字が変わってるものは、そこから何らかの理由で変わっているものなので、
0:32:47	設置許可の断面で考えていた、または説明していた数字と変更があるものは、ここのリストを見れば、方わかりますその範囲はわかりますってそういう理解でいいですかね。
0:33:05	中国電力イタイガワです。はいご承知の通り基本的には、
0:33:10	先ほどおっしゃった通りでございますが、中には、
0:33:14	誤記といいますか、
0:33:16	記載が間違ってたところもあるかと思いますので、すべてではないということをご承知おきください。以上です。
0:33:25	ミナカワsわかりました了解です。
0:33:31	これを見ると、ちょっとすいませんちょっとリスト、まだ全部詳細に見えてないんでちょっと申し訳ないんですけど、これを見るとだから、基本は数字が変わってるので、
0:33:43	先ほど紹介していただいたような、負荷容量ですかね、多分そこの計算が、
0:33:51	より精緻にやって、負荷のもの自体が変わって容量が、
0:34:00	変わることによって数字も変わりましたみたいなのが結構、それがほとんどなのかなあってちょっと今見てて思ったんですけれども。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:11	そんな感じで見ておけばいいですかね。何かそれとも、いや、
0:34:17	もし何か抜本的に変わってるものがあるんだったらそれは説明を聞いといた方がいいかなと思ったんですけど、なんかそんなのはなさそうな気がしたので、
0:34:27	ちょっとそこら辺いかがでしょうか。
0:34:40	中国電力の尾川です。
0:34:42	基本的には先ほどおっしゃられた通りご認識の通りでして、設計進捗に伴い、負荷容量ですね、細かいところは、
0:34:53	修正はした箇所がここに記載されております。その他その設備の設計自体を変えたようなものは、ないということで認識をしておりまして、
0:35:04	こういったところ細かい数値ですねこちらの方は、この適正化率の方で、詳細に記載をしたものになっております。
0:35:13	以上です。
0:35:16	規制庁皆川ですわかりました現状は。はい。理解しました。
0:35:22	はい。私からは以上です。
0:35:48	すいませんちょっとお待ちくださいちょっと中で今話してますので、
0:36:59	きちっとイワサキですすいませんちょっと 1 点だけ細かいというかちょっと基本設計補助の方で聞いておけばよかったんですけど
0:37:12	設定根拠の
0:37:16	7 ページの放射性物質の吸着剤のところ
0:37:25	このゆ、ここで予備が用意されてるのって、
0:37:29	そのナンバー3 の排水炉だけなんですけどこれって、なんでここだけ予備用意されてるんでしたっけ。
0:37:46	はい中国電力の藤本です。本社生物 99 台につきましては全設置会社共通で、石野形状のものを投入することになっています。
0:37:56	で、3 設置稼働 3 ヶ所の中で、最も容量が大きい檀坂野さんの排水炉へと予備分で確保してもどこの、もし、この中のどれか喪失したとしても、
0:38:07	予備で対応するということで予備を確保しております。柏崎。
0:38:11	とも同様の考え方で予備数を確保しております。以上です。
0:38:30	規制庁イワサキ沢から麻生でしたっけ。わかりました。ありがとうございます。93 番の予備 3 番の予備があるだけじゃなくて 3 番の一番大きい容量を持って、
0:38:40	このそれぞれの 3 ヶ所分の予備を 200、2970 人、
0:38:47	してますっていうことでしたっけ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	中央電力の藤村です。その通りですこの 2170。
0:38:56	及びがこの 3 設置数 3 ヶ所分と別に確保しておりましてそれで全科処分に対して対応ができるという、
0:39:03	対応としております。以上です。
0:39:19	きちっとイワサキさ、わかりました。ありがとうございす。
0:39:27	はい、15 年フジモトですちょっと 1 点ちょっと誤解がないように再度説明しておきます吸着剤につきましてはまず瀬、3 ヶ所それぞれ 2170720810 確保しておりまして、
0:39:38	それとは別に、予備として 2170 を確保しております。どれが一つの喪失すれば、予備分、
0:39:45	対応するという運用で、最も設置箇所は、設置箇所のうち、容量が最も大きい 2970 及びの量として設定をしております。以上です。
0:40:17	あ、規制庁岩崎です。承知しましたありがとうございますわかりました。
0:40:23	規制庁皆川です。すいませんちょっと
0:40:26	これも細かな話なんですけど、
0:40:31	6－1－1－5、設定根拠に関する説明書の
0:40:37	別添の 2 ページのシルトフェンスのところなんですけど、すいませんちょっとわかってないので教えて欲しいんですけど。
0:40:45	シルトフェンス数で一重目と 20 名を設定してあって、
0:40:54	一部一重目と二重目で、高さだったりを抱えてるものがあると思うんですけど、それーてどんなイメージなんでしょうか。すいませんちょっとよくわからなかったので、教えてもらっていいですか。
0:41:12	中央電力の藤本です。一時 20 名の高さが若干違うということですがこれ海底の形状に合わせて高さを個別に設定しています。
0:41:22	また 121 名と 20 名で設置箇所が若干離れておりますので、その離れた位置におけるエダ高さ、その下イデの形を合わせて、個別に高さ、
0:41:34	それぞれ個数が違うというふうに設定をしております。以上です。
0:41:46	規制庁峯です。わかりましたそういうことです。だから海底の高さに合わせて設置高さも変えているので、一重目と二重目D、多分これ設置箇所によってその違ってるところが、
0:42:02	高さが変わっているところなんだと思いますけれども、そういう考え方で、この 110 名と 20 名の高さを設定してますってことでは理解しました。
0:42:50	きちっとイワサキです。それは規制庁側からの指摘は以上となりますが中部電力が、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:56	中部電力側から何か追加説明等ございますか。
0:43:04	中国電力イタイガワです。こちらからは特にございません。
0:43:16	聞いたイワサキです。それは、本日は特に残るような指摘はないという認識。
0:43:23	でよろしいですかね。
0:43:27	中国電力イタイガワです。こちらの認識も同様です。
0:43:33	はい、じゃあ、同様の認識ということは一応補足しておきますと変更があった際には都度都度説明いただくという、
0:43:40	ことでよろしかったですよね。
0:43:43	中国電力ウタガワですし、承知いたしましたと今後の申請というか、
0:43:49	となる機器がございましたらその都度説明させていただきます以上です。
0:43:56	聞いちょイワサキですはい。
0:43:58	承知しました。それでは本日のヒアリング終了したいと思います。ありがとうございました。
0:44:05	ありがとうございました。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。